平成２２年（フ）第７８３号
埼玉県吉川市保１丁目27番地７　グッディーⅡ104号
債務者　田中　吉宏
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３４５３号
札幌市東区北39条東８丁目２番８号　木村ハイツ102号
債務者　瀬部亜矢子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８２９号
札幌市中央区南６条西８丁目８番地22　ノースイースト創成605号
債務者　河野　雅子（旧姓梅ケ枝）
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８７１号
札幌市北区篠路８条１丁目２番13号　コーポ愛105号
債務者　遠藤ゆかり
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８７８号
札幌市東区東苗穂12条３丁目16番20号
債務者　角田　一夫
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９４１号
札幌市北区篠路４条８丁目３番16号　プチハイネス202号
債務者　滝本　隼人
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９６７号
北海道恵庭市北柏木町１丁目286番地の10
債務者　平沢恵美子（旧姓北谷）
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９９０号
札幌市中央区南７条西６丁目５番地　Ｊ．１すすきのビル810号
債務者　須藤　浩司
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４００７号
札幌市北区屯田７条５丁目13番16号
債務者　長谷川慎治
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０２２号
北海道江別市文京台51番地の11　エール文京台Ｂ棟102号室
債務者　大友　麻衣
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０２５号
札幌市東区北36条東１丁目７番15号　プレイス36―103号
債務者　小田島　香
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０３９号
北海道北広島市中央２丁目８番地20　ロジック21―208号
債務者　森　　利雄
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０５４号
札幌市北区太平５条１丁目１番40号　パールマンション５号
債務者　泉　　優
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０６４号
北海道北広島市東共栄４丁目10番地２
債務者　佐々木理恵
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４１号
札幌市南区澄川１条１丁目３番32号　第８大慶ビル201号
債務者　佐々木光代
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１号
北海道室蘭市柏木町60番15号
債務者　民谷　清順
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第７７９号
岩手県北上市本通り４丁目12番８号　常盤マンション204号
債務者　佐藤　正浩
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部